

「旃陀羅」考

米澤 実江子

問題の所在

「旃陀羅」の語意を辞書に求めると、鎌倉中期成立の事典『塵袋』には、次のように記す。

天竺ニ旃陀羅ト云フハ屠者也。トシヤイキ物ヲ殺テウルホフルモノ（売る）、エタ体ノ悪人也。⁽¹⁾

現行の『日本国語大辞典』には、次のように記す。

インドで四姓⁽²⁾（カースト）の最下級である首陀羅（しゅだら）よりもさらに下の階級。屠畜・漁獵等の職業に携わった。不可触賤民⁽³⁾。

これらの内容から、「旃陀羅」は賤民概念を示すものの一つであり、また身分制度を前提としない現代の社会においては、過去概念であることがわかる。しかし現実には、差別意識を正統化する材料として現在まで連綿と続いている。

「旃陀羅」はインドの社会制度に源があることから、その内容の変遷については、古代インドにおける歴史的社会的背景・仏典の記述⁽⁴⁾、および日本社会の在りよう⁽⁵⁾と仏教との関連等々の考察を述べるべきではあるが、小稿においては、それ等の考察は一旦先行研究に譲り、近世日本における仏典注釈中に示された「旃陀羅」解釈について、『観無量寿経随聞講録』⁽⁶⁾（以下『随聞講録』）の説示を中心として考察する。

（以下、引用文中の諸記号は筆者による）

一、「旃陀羅」解釈の心理的背景

釈尊のことばは漢訳を経て日本に伝来し日本語へと翻訳された。就中、『観無量寿経』（以下『観経』）の「是旃陀羅⁽⁷⁾」の翻訳について霊山勝海氏は次のように述べている。

「是旃陀羅」を和訳する場合、（中略）「賤民のしわざ」「屠者の業」「人非人の所作」「チャンダラ（賤民）の所行である」と意味を下付して訳されている。（中略）「センダラなり」と言葉どおり訳さないで、なぜ「旃陀羅のなすところなり」と読み、理解するのだろうか。このような読み方をすればセンダラは自分の生母を殺す種姓⁽⁸⁾ということになってしまう。（中略）あえて「センダラの所行である」と補訳したことに問題があるか。しないか。

「これ旃陀羅（のなすところ）なり」ではなく、母を罵り母を殺害しよう⁽⁸⁾と意志しそれを実行しようとする行為が、アジャセをして「旃陀羅（＝賤しい人）」ならしめるのである。カースト最下層のセンダラの行為と語を補って解すべきではない。

とし、注記において

センドラの業というのは旃陀羅種のものを行う宮為職種をいうのであって、他の種姓のものが類似の行為を行なったからといってセンドラになるのではない。基本は種姓であるからである。⁽⁹⁾

として、「旃陀羅」の語を翻訳するにあたり、多くの場合、原語にはない「意味の下付け」が伴われていることを指摘して批判する。

養老孟司氏は、「種姓」に関係なく意識が実際の差別へと展開する心理について、死体に対する感情を例として次のように述べている。

不気味さは生首の性質ではない。(中略) 見る者の判断である。それを、しかし、対象すなわち生首の属性と考える。ここに差別が発生する心理的な要因がある。(中略) 相手にその人の属性でないものを属性として押しつける。押し付けた意識は、押し付けた本人にはない。その場合、押し付けられた側は、そこで「差別された」と感じるのである。同性愛者だろうが、障害者だろうが、被差別部落出身者であろうが、本人にとっては、それは善悪・好悪の問題ではない。(中略) 「対象の属性でないものを、対象の属性と見なす」。そこに差別が始まる。(中略) 「聖」は社会的には「差別」と認められていないが、心理的には差別といってよい。(中略) 「聖」もまた「対象の属性でないものを、対象の属性とする」ことだからである。(中略) 一般に「聖」が差別とされないのは、社会的に不利益を被っていない、ないし利益を得ている、という判断があるためであろう。畏怖の感情は聖に、不気味の感情は賤に、結びつく傾向がある。⁽¹⁰⁾

差別の心理は「対象の属性でないものを属性として押し付ける」ことであると指摘する。

石川力山氏は、「賤民概念」に基づく差別について、「差別者」と「被差別者」を「強者」と「弱者」とした上で、

次のように述べる。

「強者」がいつまでも「強者」で、「弱者」が常に「弱者」であり得るわけではなく、お互いの立場は容易に入れ替わる関係にある⁽¹¹⁾。

この指摘は、身分制度が維持される要因の一つとして、「強者」であり続けたい者（差別者）をして、「弱者（被差別者）」との立場（あるいは感情）の逆転を生じさせないためであったことを想起させる。

二、『随聞講録』にみる「旃陀羅」の解釈

『随聞講録』では、善導『観経疏』における『観経』の「是旃陀羅の解釈⁽¹²⁾」に対して次のように記す。

旃陀羅者此云三殺者。即今屠兒也。此日本穢多類、肉ホフリ売モノヲモ云三旃陀羅也。又『疏』意、其性凶悪不_レ閑_二仁義_一、四姓暴悪通云三旃陀羅。へ此_二古来_一二説アリ。一_二旃陀羅_一此云_二嚴幟_一。是_レ西土屠殺之輩。以_二悪業_一自_レ嚴。行時、鈴ヲ搖ルカシ持_レ竹以_レ為_二標幟_一。不_レ爾王必罪_レ之。故_二以_レ為_レ名。是四姓之外別有_二下族_一。二_二、四姓之外非_二別_一ニ有_レ種。於_二四姓ノ中ナル_一非_レ礼暴悪者、通受_二此称_一。今家依_二後義_一積シ玉フ。『新記』序分二卷三十九紙往見⁽¹³⁾。

①「旃陀羅」とは、此には「殺者」と云う。即ち今の「②屠兒」也。此れ、日本の「③穢多」の類なり。肉をほふり売るものをも「旃陀羅」と云う也。又④『疏』の意、「其の性凶悪にして、仁義を閑^{ナラ}わす」。四姓の暴悪なるを通じて「旃陀羅」と云う。へ此に古来二説あり。一に⑤「旃陀羅」、此には「嚴幟」と云う。是れ西土屠殺の輩、悪業を以て自ら嚴る（かざる）。行く時、鈴を揺らし、竹を持ち、以て「標幟」とす。爾らざれば、王、必ず之を罰

す。故に以て名とす。是れ⑥四姓之外、別に下族あり。二に四姓の外に別に種あるに非ず。四姓の中において非礼暴悪なる者、通じて此の称を受く。今家は後の義に依りて積し玉う。『新記』¹⁴「序分」二卷三十九紙。往きて見よ。

はじめに「旃陀羅」の語について、当時の日本における意味（屠兒・穢多）を示し、次いで善導『觀經疏』において「旃陀羅」を「凶悪で仁義を知らない」と解釈する箇所を挙げて、この一文の意図は、「四姓の全階級を通じて、他者に対する非礼暴悪、すなわち心の在りかたの賤しい者が「旃陀羅」である」と解釈するものであり、さらに割注を施して『新記』が示す相反する二つの解釈を挙げ、最後に「『新記』を見るように」と述べ、「觀經疏」の「旃陀羅」解釈の意図を理解するにあたっては『新記』の第二説に拠ったことを示す。

『新記』が示す二つの解釈は、第一の説には、身分制度における賤民、すなわち四姓の外（下）の存在を正当化するための「旃陀羅」とその在りようを示し、第二の説には、⑦『華手經』・⑧『大方等大集經』・⑨『大方広十輪經』・⑩『菩薩本行經』ならびに「曲礼」¹⁵の「今、人として礼無きは、言を発すれども心は禽獸である」等を援用して、種姓としての「旃陀羅」ではなく、すべての人間に共通した自己の非礼暴悪なる悪しき在りかたの者が「旃陀羅」ないし禽獸であることを示す。

また、『随聞講録』と同様に『新記』を援用する『觀經疏講録』¹⁶（以下『講録』）では、『新記』の第一の説の根拠となる⑪『光明文句記』・⑫『法顕伝』・⑬『妙法蓮華經玄贊』他を挙げ、続けて、

此為_二四姓撰_一不。曰。或云。非_二四大姓_一也。別有_二下族極惡之人_一。或云。非_二別有_レ種_一。於_二四姓中_一、非礼暴悪、通受_二此称_一。如『華手經』云。汚_二沙門_一中、為_二旃陀羅_一、等。¹⁷

「旃陀羅は」四姓に含まれるのか、含まれないのか。或る者は、「旃陀羅は」四大姓（に含まれるもの）ではない。「四大姓の」別に下族極悪人があると云い。或る者は、「四姓の他に」別の生まれがあるのでではない。四姓の中に

非礼暴悪〔の者〕が〔四姓を〕通じて、この〔旃陀羅の〕称を受けると云う」として、『新記』の内容を引用する。以下に『新記』・『随聞講録』・『講録』の説示に基づいて、典拠を尋ねることが可能な内容を符号の順に挙げる。

①元照『観無量寿仏経義疏』

刹帝利婆羅門二為_二尊貴_一、毘舍首陀二為_二下賤_一。刹帝即王者姓。梅陀羅此云_二殺者_一。即此間魁⁽¹⁸⁾劊⁽¹⁹⁾之類。
 「刹帝利と婆羅門は尊貴であり、毘舍と首陀は下賤である。刹帝は王者の階級であり、旃陀羅は殺者と云う」とする。

②『古事類苑』（政治部六七、下篇 賤民上）〔和名類聚抄〕「屠兒」項

屠兒_一〔和名 惠止利〕屠_二牛馬肉_一、取_二鷹雞餌_一之儀也。殺_レ生、及屠_二牛馬肉_一、取_レ売者也。⁽²⁰⁾
 「屠兒〔和名 惠止利〕。牛馬の肉を屠り、鷹雞の餌を取る。生き物を殺し、牛馬の肉を売ることを生業とする者である」とする。

③一『塵袋』第五「一、キヨメヲエタト云フハ何ナル詞ゾ。穢多_一（別筆）」

根本ハ餌_{エトリ}取ト云フベキカ。餌ト云フハシ、ムラ（肉）、鷹等ノ餌ヲ云フナルベシ。其ヲトル物ト云フ也。エトリヲハヤクイヒテ、イヒユガメテ、エタト云ヘリ。タトトハ通音也、エトヲエタト云フ。乞食等ノ沙門ノ形ナレドモ、其ノ行儀、僧ニモアラヌヲ濫僧ト名ケテ、施行ニカル、ヨバ濫僧供ト云フ。其レヲ非人・カタヒ・エタナド、人マジロヒモセヌ、オナジサマノモノナレバ、マガラカシテ非人ノ名ヲエタニツケタル也。ラムソウト云フベキヲラウソウト云フ、弥シドケナシ。天竺ニ旃陀羅ト云フハ屠_{トシヤ}者_{ホフルモノ}也。イキ物ヲ殺テウル（売る）、エタ体ノ悪人也。⁽²¹⁾

③一『塵添搥囊抄』第五【十】餌取ノ事（付天竺旃陀羅時）

河原ノ者エツタト云ハ何ノ字ソ。エツタト云付也。常ニハ穢多ト書ク。ケカレヲホキ故ト云フ。(中略) 生物ヲ害シテ売ル者ヲハ、唐ニハ屠者ト名ツク。ホフルモノト云也。天竺ニ旃陀羅ト云モ、同餌取体ノ^{キタナ}膩キ者也。屠殺ヲモエタトヨム也。⁽²²⁾

④善導『觀經疏』

言ニ利利^一者、乃是四姓高元、王者之種、代代相承。豈同^ニ凡碎^一。言^ニ臣不忍聞者、見^ニ王起^レ惡、損^ニ辱宗親^一惡声流布、我之性望恥慚無^レ地。言^ニ是旃陀羅^一者、乃是四姓之下流也。此乃性懷^ニ凶惡不^レ閑^ニ仁義^一。雖^レ著^ニ人皮^一行同^ニ禽獸^一。⁽²³⁾

「利利」とは四姓の高元であり、王族の身分である。これは代々相承するものである。(中略) 是れ《旃陀羅》とは四姓の下流である。性は悪を抱き、人の皮を著するも獸と同じである」とする。

⑤——『窺基』妙法蓮華經玄贊』

『經』又、不親近至^ニ諸惡律儀^一、贊曰。第四惡業緣。旃陀羅云^ニ屠者^一、不律儀也。正言^ニ旃荼羅^一此云^ニ嚴幟^一。惡業自嚴行持^ニ標幟^一、搖^レ鈴持^レ竹為^ニ自標^一故。⁽²⁴⁾

「『妙法蓮華』經」の「不親近」から「諸惡律儀」までは、第四の惡業緣である。旃陀羅は「屠者」と云い、律儀ならざる「もの」である。正しく「嚴幟」というのは、惡業であることを自嚴して、「道を」行くときは幡を持ち、鈴を鳴らし竹を持ち、自ら「旃陀羅であること」の標とするからである」とする。

⑤——『翻譯名義集』

旃陀羅。此云屠者。正言旃荼羅。此云嚴幟。謂惡業自嚴。行時搖鈴。持竹為標幟(中略) 故若不爾者。王必罪之。⁽²⁵⁾

「旃陀羅は、ここでは「屠者」という。悪業であることを自厳して、「道を」行くときは幡を持ち、鈴を鳴らし、竹を持ち、自ら「旃陀羅であること」の標とす。もしそうしなければ、王は必ず「旃陀羅を」罰す」とする。

⑥ 凝然『梵網戒本疏日珠鈔』

『疏』、以是旃陀羅業故者、憬興『觀經疏』上云。旃陀羅者此云惡執。即今屠兒。非四大姓之所作也。別有下族達絮蔑戾車等。極惡之人、殺逆販肉以自活命。名旃陀羅。已上。是故今云売葬具者。旃陀羅業故也。

「『梵網經菩薩戒本』疏』に《旃陀羅の業を以ての故に》と云うのは、憬興の『觀經疏』には《旃陀羅は惡執と云う。すなわち屠兒のことである。四大姓の行いではない。〔四大姓の〕別に禮儀を知らない異民族があり、極惡人であり、生き物を殺してその肉を売ることによって生きている。〔これを〕旃陀羅と名づける》と云う。よって「葬具を売る」というのは、旃陀羅の業である」とする。

⑦ 『華手經』

是則名為沙門中賊汚沙門者、於沙門中為旃陀羅。僧中敗壞衆之糟糠。隨逐外道深計斷常。沙門の中の《賊汚沙門》と名付けるのは、沙門の中における《旃陀羅》のことである。僧としての値打ちはなく、外道に随い断見と常見を成す」と説く。

⑧ 『大方等大集經』

不善比丘等 以之為尊長 少智詐多聞 不喜禪戒者 禪戒者去後 為財共鬪諍 刹利聞生瞋 打害惡比丘 還俗捨法服 繫閉於牢獄 以是諸天瞋 迭共相告語 如是国土中 旃陀羅王治 朋黨惡比丘 毀破袈裟服 自壞己国土 不久當敗亡 墮在阿鼻獄 受苦極長遠 於是賢劫中 無下脱地

獄時⁽³³⁾
上。

「諸々の悪行を作す不善の比丘等の国は《旃陀羅の王》が治めている。悪行の比丘とともに阿毘地獄へ墮し、脱出することはない」と説く。

⑨ 『大方広十輪経』

刹利旃陀羅・輔相旃陀羅・婆羅門旃陀羅・居士旃陀羅。以_レ諂曲心_二欺_三於世間_一不_レ畏_三後世_一。(中略) 若未來世旃陀羅王乃至居士旃陀羅⁽³⁵⁾。

「刹利旃陀羅・輔相旃陀羅・婆羅門旃陀羅・居士旃陀羅は、人にこびへつらい、世間を欺き、後世を畏れない」と説く。

⑩ 『菩薩本行経』

即讚歎言。汝雖_二畜生_一修_三於人行_一。我雖_レ爲_レ人作_三畜生行_一⁽³⁶⁾。

「〔王〕即ち讚歎して曰く。汝は畜生ではあるが、人の行いを修める。我は人ではあるが畜生の行いを作す」と説く。

⑪ 知礼 『金光明経文句記』

旃陀羅者、此云嚴幟。乃是西土屠殺之輩。以惡業自嚴、行時搖鈴持竹以爲標幟_一。故以爲_レ名_一⁽³⁷⁾。

「《旃陀羅》とはここでは《嚴幟》という。インドにおいて屠殺を生業とする者であり、道を行く時は鈴を鳴らし、竹を以て旗印とする」等とする。

⑫ 『法顕伝』

旃荼羅名爲_三惡人_一。與_レ人別居。若入_三城市_一則擊_レ木以自異。人則識而避_レ之、不_三相搪揅_一⁽³⁸⁾⁽³⁹⁾。

「《旃陀羅》とは《悪人》と名づける。人と居を別にする。もし市中に入れば、木を撃つて自ら異なることを示す。人は「その人を旃陀羅と」知って「旃陀羅であるその人を」避け、互いによつからぬようにする」と記す。

先に示したように、『随聞講録』は「旃陀羅」の語の解釈にあたって、諸説に加えて「今家」すなわち善導が意図するところは『新記』の第二の説に依って自己の意識と行為の在りようの賤しさが「旃陀羅」であることを明らかにする。先の養老氏の指摘を以てこれを見る時、この解釈は、根拠のない属性を他者に押し付けることの否定であり、一個人が感情に任せ、あるいは根拠無き慣習や風評に基づいて、自らは優れ他者は劣っていると判断する（させる）意識と行為、それ自体が「賤しい」のであり、差別を行う根源は他者ではなく自己にある、と主張することである。身分制度下の江戸時代にあつて、このような解釈を自宗の立場として明言することは、「旃陀羅」は「種姓（身分・出自）」および職業（生業）に起因するのではなく、自己の在り方を自己に問うことの宣言であり、当時の統治体制に基づく「貴賤観」や「旃陀羅（穢多）観」に対して異を呈するものであったと考えられる。しかし先人達はこの様に解釈することを活字にし、教義書に残して伝承した。このことは、この解釈が、既に釈尊によつて次のように説かれていることが知られていたことに因るとも考えられる。

生れによつて賤しい人となるのではない。生れによつてバラモンとなるのではない。行為によつて賤しい人ともなり、行為によつてバラモンともなる⁽⁴⁰⁾。

しかしながら、この教えは、洋の東西・様々な人の在り方を問わず、現実の社会において広く受容され活かされているとは言い難い。

小 結

『随聞講録』からおおよそ二〇〇年を経た現在、日本をはじめ多くの国において、身分制度は撤廃され、過去の社会制度に由来する歴史上の賤民概念は根拠無き悪弊として否定されている。しかし現実を省みる時、利己的に「このようでありたい」・「このようしたい」とする意識を正当化し実現するために、意図的に世論を誘導し、権力に迎合し、責任を転嫁する等の行為、また自分とは異なった在り方や視点を意識・無意識を問わず、排除する等の行為は社会に横行している。このような意識と行為は、出自を前提とした身分制度に起因する賤民概念とは異なるようにみえて、実には自己の保身と優越感情を担保するために他者を貶める行為であり、旧態依然とした賤民概念（差別意識）と同根であり、他者を賤蔑する意識を未来へ継承することでもあると考えられる。

釈尊は「貴賤は生まれによるのではなく、行為による」と説き、また、仏教徒は、その教えを信じ・実践し、「信」が仏道を歩み始める入り口であることを説いた⁽⁴⁾。このような仏教徒の在りかたは、時を経て、数字や文字のように可視化される「成果」を以て社会（集団）や個人を計る現代にも継承されている。しかし、仏典や慣習を差別や蔑視の正当化の根拠とする賤民概念としての「旃陀羅観」もまた同時に継承されている。

このような現実に対して、石山力山氏は
仏教思想の原点から言って間違いだと言いつつ、それが社会的に機能している事実から責任逃れすることはできない⁽⁴⁾。

とし、東上高志氏は

いま必要なことは、部落問題の解決にとって仏教がいかに敵対的であったかをあげつらうことではなく、あるいは糾弾のなかでこのように変わりました、と賛美歌を歌う事ではない⁽⁴³⁾。等として、それぞれの立場から問題を提議する。

様々な差別感情があふれている現在、『随聞講録』が示す「旃陀羅」解釈は、その源が自己の意識にあることを示し、意識は行為を善にも悪にも導くことを内省し⁽⁴⁴⁾、目に見えない意識を自己の在り方へ向けるように促すものと考えられる。

註

- (1) 『塵袋』一、(二〇〇四)、二八九頁。
- (2) 「四姓」、インドにおける四つの社会階級。婆羅門(僧侶)・刹帝利(王種)・毘舍(商工農)・首陀羅(奴隸)、『日本国語大辞典』(第二版、以下『日国』)六、六八〇頁。
- (3) 『日国』八、一二二頁。
- (4) 【参考】山崎元一(一九七九・一九八六)、宮坂宥勝(一九九一・一九九二・一九九三・一九九四)、『部落史史料選集』(一九八八・一九八九)。
- (5) 【参考】野田只夫(一九五九)、石山力山(一九九三)、丹生谷哲一(一九九三・二〇〇五・二〇〇八)、喜田貞吉(二〇〇八・二〇一〇)、山本尚友(二〇〇九)。
- (6) 義山(二六四八〜二七二七) 講説・素中(二六七三〜二七四三) 記。
- (7) 『観経』、『大正蔵』一二、三四一頁上。

- (8) 靈山勝海〔二九八二〕。
- (9) 靈山勝海〔二九八二〕註③。
- (10) 養老孟司〔二九九一〕。
- (11) 石川力山〔二九九三〕。抑々、「差別者」と「被差別者」という「立場」の是非はあるものの、「入れ替わり可能な立場」は、部落差別の問題点を明らかにするための一つの視点として重要であると考ええる。
- (12) 『観無量寿経』「白言大王。臣聞毘陀論経説。劫初已来有。諸悪王貪国位故。殺害其父一万八千。未曾聞有無道害母。王今為此殺逆之事。汚刹利種。臣不忍聞。是梅陀羅。我等不宜復住於此」、『大正蔵』一二、三四一頁上。
- (13) 『随聞講録』、『浄土宗全書』一四、五五二頁下。掲載本文には若干の訓が付されている。訓読はこれに拠った。
- (14) 貞準（江戸前期、禅林寺住の浄土宗僧）『日本仏教人名辞典』五四三頁）撰（二六八二年）、江戸期版本『観経疏新記』二（序分義）三九丁裏〜四〇丁表。
- (15) 『礼記』卷頭的一篇。
- (16) 『観経疏講録』、撰者不明。享保年間（二七二六〜二七三六）成？。【参考】服部英淳〔一九七三〕。
- (17) 『観経疏序文義講録』、『続浄土宗全書』二、一四五頁上。
- (18) 「劊（かい／け）」、切る（諸橋徹次編『学研漢和大事典』、一五四頁）。
- (19) 『観無量寿仏経義疏』、『大正蔵』三七、二八八頁中。
- (20) 『古事類苑』〔二九七〇〕二二、八七二頁。
- (21) 『塵袋』一〔二〇〇四〕二八八〜二八九頁。
- (22) 『塵添搥囊抄』、『大日本仏教全書』（新版）九三、五二頁中〜下。

- (23) 『観経疏』、『大正蔵』三七、二五六頁中。
- (24) 『妙法蓮華經玄贊』、『大正蔵』三四、八二二頁上。「不親近く諸悪律義」、『大正蔵』九、三七頁上。
- (25) 『翻訳名義集』、『大正蔵』五四、一〇八三頁上。
- (26) 法蔵 『梵網經菩薩戒本疏』、『大正蔵』四〇、六四〇頁上。
- (27) 「蔑戾車（べつれいしゃ）」、異民族・野蛮人（『広説仏教語大辞典』下、一四八四頁）。【参考】『称讚浄土仏撰受経』、『大正蔵』一一、三四九頁下。西村実則（二〇〇二）。
- (28) 『梵網戒本疏日珠鈔』、『大正蔵』六二、一九二頁上中。
- (29) 【参考】山本尚友（二〇〇九）七四〜八三頁。ここでは、鎌倉時代中期、当時の非人たちが葬儀や供養に関わって種々の権益をもっていた事を示す。
- (30) 「敗壞（はいかい）」、そこなわれてくること（『日国』十、九二〇頁）。
- (31) 「糟糠（そうこう）」、値打のない者、取るに足らないくだらない者（『日国』九、二四二頁）。
- (32) 『華手経』、『大正蔵』一六、一三三頁上。
- (33) 『大方等大集経』、『大正蔵』一三、三七六頁上中。
- (34) 「諂曲（てんごく）」、よこしまな心を持つこと、自分の気持ちをまげて人にこびへつらうこと（『日国』九、七八六頁）。
- (35) 『大方広十輪経』、『大正蔵』一三、六九八頁上中。
- (36) 『菩薩本行経』、『大正蔵』三、一二二頁下。
- (37) 『金光明経文句記』、『大正蔵』三九、九九頁上。
- (38) 「搪突（唐突・とうとつ）」、突き当たる（『日国』九、一〇二〇頁）。

(39) 『高僧法顯伝』、『大正蔵』五一、八五九頁中。

(40) 中村元〔一九九六〕三五頁（『スタタニパータ』一三六）。

(41) 法然撰『選択本願念仏集』（一一九八）。明恵撰『華嚴信種義』（一一二二）。

(42) 石山力山〔一九九三〕。

(43) 東上高志〔一九九一〕。ここでは、問題提議に対する答えとして、和歌山県白浜町平間における部落問題への取り組みを紹介する。

(44) 【参考】二十世紀、サン・テグジュペリは『星の王子さま』において「大切なことは目に見えない」・「家や星や砂漠を美しくしているものは目に見えない」と語っている（河野万里子〔二〇〇六〕一〇八頁・一一六―一一七頁）。

【一次資料】

『選択本願念仏集』、『昭和重修 法然上人全集』（平楽寺書店）。

『華嚴信種義』、『明恵上人資料』五（東京大学出版）。

『塵袋』〔二〇〇四〕、大西晴隆・木村紀子校注、東洋文庫七二三（平凡社）。

『塵添嗔囊抄』、『大日本仏教全書』（新版）九三。

『古事類苑』〔一九七〇〕（吉川弘文館）。

『部落史史料選集』一 古代・中世篇〔一九八八〕（部落問題研究所出版部）。

『部落史史料選集』二 近世篇 生活〔一九八九〕（部落問題研究所出版部）。

『部落史史料選集』三 近世篇 思想・文化〔一九八九〕（部落問題研究所出版部）。

【参考文献】

- 石山力山（一九九三）、『仏教と部落差別』―「一闡提」「旃陀羅」「屠者」「穢多」等の社会的位相をめぐる一考察（『駒沢大学大学院仏教学研究年報』二六）。
- 喜田貞吉（二〇〇八）、『賤民とは何か』（河出書房新社）。
- 河野万里子（二〇〇六）、『星の王子さま』（訳、新潮文庫）。
- 佐藤春夫・石田充之（一九五七）、『悲劇を機縁として 観無量寿経』（法蔵館）。
- 鈴木哲雄（一九九八）、『社会史と歴史教育』（岩波書店）。
- 高木昭良（一九八三）、『浄土三部経の意識と解説』（永田文昌堂）。
- 坪井俊映（一九九六）、『浄土三部経概説』新訂版（法蔵館）。
- 東上高志（一九九一）、「人権の確立に仏教はどう向かうか―和歌山県白浜町平間にそれを尋ねる―」（『季刊仏教』一五）。
- 中村元（一九九五）、『浄土三部経』下（訳、岩波文庫）。
- 中村元（一九九六）、『ブツダのことば スッタニパータ』（訳、岩波文庫）。
- 奈良 人権・部落解放研究所（二〇一〇）、『日本歴史のなかの被差別民』（新人物文庫）。
- 丹生谷哲一（一九九三）、『日本中世の身分と社会』（塙書房）。
- 丹生谷哲一（二〇〇五）、『身分・差別と中世社会』（塙書房）。
- 丹生谷哲一（二〇〇八）、『検非違使』（平凡社）。
- 西村実則（二〇〇一）、『称讃浄土仏摂受経』にみる「蔑戾車」(mleccha)」（『仏教論叢』四五）。
- 野田只夫（一九五九）、「中世賤民の社会経済的一考察―特に祇園社犬神人について―」（『京都学芸大学学報』A、一四）。

服部英淳（一九七三）、「鎮西西山両義比較の資料・観経疏講録 解説」（『続浄土宗全書』二）。
広瀬果（一九九二）、「観無量寿経に聞く」（教育新潮社）。
宮坂宥勝（一九九一）、「旃陀羅―仏教に見捨てられたもの―」（『季刊仏教』一五）。
宮坂宥勝（一九九二）、「旃陀羅の史的考察（一）」（『智山学報』四一）。
宮坂宥勝（一九九三）、「旃陀羅の史的考察（二）」（『智山学報』四二）。
宮坂宥勝（一九九四）、「旃陀羅の史的考察（三）」（『智山学報』四三）。
山崎元一（一九七九）、「インド社会と新仏教 アンバードカルの人と思想」（刀水書房）。
山崎元一（一九九二）、「古代インド社会の研究」（刀水書房）。
山本尚友（二〇〇九）、「史料で読む部落史」社会福祉叢書一七（現代書館）。
養老孟司（一九九一）、「差別とは何か」（『季刊仏教』一五）。
霊山勝海（一九八二）、「観経の旃陀羅について―訂正されねばならない在来の解釈―」（『石田充之博士古希論文 浄土教の研究』永田文昌堂）。

【謝辞】

小稿は、浄土宗総合研究所プロジェクト「教学研究Ⅱ」における『随聞講録』訓読作業（二〇一五年度）が端緒である。多くの知見と様々に研究する機会を賜りましたことに、深く御礼申し上げます。

（佛教大学法然仏教学研究センター 嘱託研究員）